

厚生労働省岩手労働局発表
令和8年7月31日（金）

報道関係者 各位

【照会先】

岩手労働局雇用環境・均等室
室長 井嶋 俊幸
主任雇用環境改善・均等推進指導官
柴田 千波
電話 019-604-3010

カスハラ対策等説明会を開催！

令和7年6月11日に労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法が改正され、令和8年10月1日からすべての事業主にカスタマーハラスメント対策及び求職者などに対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。

岩手労働局（局長 かわまた しゅうじ 川又 修司）では、「カスハラ対策等説明会」をオンラインで2回開催します。（実施にあたっては、厚生労働省の委託事業として岩手働き方改革推進支援センターが申込受付など開催準備を担います。）

カスハラ対策等説明会

開催日時

- ① 令和8年9月15日（火）14:00～15:10（申込〆切9月8日（火））
- ② 令和8年10月14日（水）14:00～15:10（申込〆切10月7日（水））

開催方法

- ・オンライン開催（Zoomによる開催）

説明内容

- ・同一労働同一賃金について
- ・カスタマーハラスメント対策・
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について など

事前申込

必要（定員各500名）

申込先は岩手働き方改革推進支援センターです。

【申込先】



※本説明会の詳細はリーフレットを参照。

※法改正の詳細は、厚生労働省ホームページを参照。→



岩手労働局

カスハラ対策等 説明会

定員
各日500名

事前
予約制

参加費
無料

2026年
10月1日より

カスハラ、就活セクハラ対策が義務化されます。

改正された労働施策総合推進法のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。
また、同一労働同一賃金の改正ガイドラインについても説明します。

日 時
2026年

9/15 14:00～15:10
(受付開始 13:00)
※申込〆切: 9月8日 (定員に達し次第〆切)

10/14 14:00～15:10
(受付開始 13:00)
※申込〆切: 10月7日 (定員に達し次第〆切)

開催方法

オンライン開催 (Zoomによる開催)

プログラム

- 同一労働同一賃金について
- カスタマーハラスメント対策・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について
- 岩手働き方改革推進支援センターのご案内

対 象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法

二次元コードを読み取り、HPからお申し込みください。

※定員の都合上、各企業1名でのご参加をお願いいたします。
※申込〆切: 説明会開催の7日前とさせていただきます。



法改正の大きなポイント

カスタマーハラスメントって?

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために 講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...

求職者等に対する セクシュアルハラスメントって?

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- 求職者等: 求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等: 企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講 etc...

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の ために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...



お申し込みは

岩手働き方改革推進支援センター

0120-576-073

(受付時間 平日9:00～17:00)

説明会に関する
お問い合わせ

岩手労働局雇用環境・均等室

019-604-3010

(受付時間 平日8:30～17:15)



中小企業・小規模事業者の皆さまへ こんなお悩みありませんか？



- ☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☒ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- ☒ 残業を減らしたい。
- ☒ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☒ 就業規則を見直したい。
- ☒ 36協定の作り方を知りたい。
- ☒ 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です



ぜひ/ 働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

岩手働き方改革推進支援センター

〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6 農林会館505号室

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0120-576-073

FAX 050-1871-1841

MAIL iwate@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/iwate/>

岩手働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

岩手働き方改革推進支援センター 専門家による無料相談 FAX申込書

FAX番号

050-1871-1841

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望 月 日 時から 第2希望 月 日 時から ☐ 専門家と後日日程調整を希望する		
相談内容 (複数選択可)	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上(業務効率化・IT活用) ☐ 多様な働き方の実現(多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制) ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備 ☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進 ☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他()		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 厚生労働省HP(働き方改革特設サイト) ☐ 過去にセンターを利用したことがある ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介 ☐ その他() ☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 労働局HP ☐ 金融機関からの紹介 ☐ 案内ポスター・チラシ		

お問い合わせ先

岩手働き方改革推進支援センター

〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6 農林会館505号室

TEL:0120-576-073

MAIL:iwate@workstylereform.net

※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。